

ID: 241

担当部署: 建設水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	村田町下水道条例 第30条及び第31条		
例規番号	昭和63年条例第28号		
【基準】			
<p>第30条及び第31条の規定による。 (過料)</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者</p> <p>(2) 排水設備等の新設を行って第6条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</p> <p>(3) 第7条第1項又は第2項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</p> <p>(4) 第11条又は第15条の規定に違反した使用者</p> <p>(5) 第12条又は第16条の規定による届出を怠った者</p> <p>(6) 第14条又は第22条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(7) 第27条第2項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(8) 第5条第1項若しくは第24条の規定による申請書又は書類、第5条第2項前段若しくは第12条又は第16条の規定による届出書、第18条第2項の規定による申告書、第14条又は第22条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した者</p> <p>第31条 偽りその他不正な手段により、使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日